投資信託定時定額購入サービス取扱規定

(規定の趣旨)

第1条

この規定は、お客さまが指定する購入金額(以下「指定金額」といいます。)をご指定の引落口座(以下「指定預金口座」といいます。)から毎月自動引落しのうえ、お客さまが指定する日(以下「購入申込日」といいます。)に投資信託の購入申込みの受付を自動的に行うサービス(「投資信託定時定額購入サービス」または「ステップーI」という場合があります。なお、次条で定める付随サービスを含め、以下「本サービス」といいます。)に関する要件およびお客さまと株式会社岩手銀行(以下「当行」といいます。)との間の取決めです。

- 2 第1項に定める自動引落しにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。また、購入申込日の前営業日(以下「振替日」といいます。)に指定預金口座から指定金額を引落し、「自動けいぞく(累積)投資約款」の定めに従って買付けを行います。
- 3 お客さまと当行との間における各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「特定口座約款」、「自動けいぞく(累積)投資約款」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」、「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」その他当行が定める契約条項等(以下「関連規定」と総称します。)および関連する法令諸規則によるものとします。なお、この規定に関連規定と矛盾する内容を定めた場合は、この規定の定めが優先されます。

(付随サービス)

第2条

最終購入年月を指定する購入期間指定型投資信託定時定額購入サービス(以下「ターゲット-I」といいます。)をご利用できます。買付期間は10カ月以上36カ月以内(買付回数10回から36回)とします。ただし、特定累積投資勘定(以下「つみたて投資枠」といい、年間投資枠は120万円です。)での「ターゲット-I」の利用はできません。

- 2 特定累積投資勘定にかかる累積投資契約を利用した「ステップーI」をご利用できます。
- **3** 特定非課税管理勘定(以下「成長投資枠」といい、年間投資枠は240万円です。)にかかる累積投資契約を利用した「ステップーI」および「ターゲットーI」をご利用できます。

(買付銘柄の選定)

第3条

本サービスに基づき購入できる投資信託は、当行が選定する投資信託(以下「選定銘柄」といいます。)とします。ただし、お客さまが、「つみたて投資枠」で買付けすることができる投資信託については、当行が別に定める「自動けいぞく(累積)投資約款」附則第1条第2項により当行が選定する銘柄のみを選定銘柄とします。また、お客さまが、「成長投資枠」で買付けすることができる投資信託については、当行が別に選定する銘柄のみを選定銘柄とします。

2 お客さまは、選定銘柄の中から銘柄を指定し、本サービスの申込みを行うものとします (お客さまが指定された銘柄を、以下「指定銘柄」といいます。)。

(申込・解約方法)

第4条

お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記入し提出することにより申込むものとし、当行が承諾した場合に取引を開始するものとします。この申込みを「新規申込」といいます。

- 2 前項の契約の申込みを解約する場合は、当行所定の申込書に必要事項を記入し提出することにより申込むものとします。この申込みを「中止」といいます。
- 3 前二項の定めにかかわらず、「新規申込」または「中止」について、インターネット投資信託取引サービス(以下「ネット取引」といいます。)を利用して行う場合は、「インターネット投資信託取引約款」に従うものとします。

(買付にかかる留意事項)

第5条

毎月の指定金額(指定銘柄の取得代金に加え当行の目論見書補完書面に記載された当該ファンドの手数料および消費税を含みます。)は、本サービスの種類(ステップーIまたはターゲットーI)および各勘定(つみたて投資枠または成長投資枠)に応じて、以下のとおりとなります。

- ① 「ステップー I」(店頭で対面取引による契約の場合)の指定金額は、1銘柄あたり 5,000 円以上1,000 円の整数倍
- ② 「ステップー I」(ネット取引による契約の場合)の指定金額は、1 銘柄あたり 1,000 円以上 1 円単位
- ③ 「ターゲット-I」(店頭で対面取引による契約の場合)の指定金額は、1銘柄あたり100,000円以上1,000円の整数倍
- ④ 「つみたて投資枠」での指定金額(当行所定の手数料がゼロの場合に限る。)は、1 銘柄あたり1,000円以上1円単位の金額とし、その合計額が年間(1月1日から12月 31日)120万円を超えることとなるような指定金額の指定はできません。また、複数 銘柄の買付けを申込む場合および次項に定める毎月の指定金額を増額する場合にお いても同様とします。
- ⑤ 「成長投資枠」での指定金額は、第1号から第3号に準じた取扱いとしますが、年間 240万円の「成長投資枠」を超えることとなる買付けは、課税口座(特定口座または 一般口座)での買付けとなります。
- 2 「ステップーI」および「つみたて投資枠」については、年1回もしくは年2回(6ヵ月間隔)で、毎月の指定金額に加えお客さまの指定する金額を増額して指定預金口座から引落し、指定銘柄の購入申込みを行うことができます(毎月の指定金額に増額する金額を加えた金額が指定預金口座から引落しされます。)。ただし、「ターゲットーI」は、増額の取扱いができません。
- 3 購入申込日が当該指定銘柄の目論見書に定める購入申込みを受付しない日に該当する 場合は、当該日以降で当該銘柄の購入申込みの受付が可能となる日を購入申込日とする こととし、その前営業日に指定金額を引落しいたします。

- 4 指定預金口座の支払可能残高不足等の事由により指定金額の引落しが成立しなかった 場合は、お客さまに通知することなくその月の振替および指定銘柄の買付けを行いませ ん。
- 5 前項において、指定預金口座が総合口座で当座貸越契約(総合口座担保定期、いわぎん Lパック、および自動融資サービスによる当座貸越)がある場合は、総合口座等の貸越可 能金額は支払可能残高に含めないものとし、当座貸越を利用した買付けは行いません。
- 6 複数の指定銘柄を選択されているお客さまの指定預金口座の残高が、その振替金額の 総額に満たない場合には、そのいずれの銘柄の購入申込みを受付けるかは当行の任意と します。
- 7 振替日の午後3時以降の指定預金口座への入金は、本規定に基づく振替金額として充 当されない場合があります。

(変更)

第6条

本サービスにかかる申込内容を「変更」する場合は、当行所定の申込書に必要事項を記入し提出することにより申込むものとします。購入申込日の4営業日前(午後3時前)までに当行所定の手続きがあった場合は、次回購入予定分より変更します。

- 2 前項の申込内容の「変更」とは、毎月の振替金額(増額・減額)、毎月の購入申込日(5日または20日)、増額月の指定、増額月の金額(増額・減額)、口座区分(特定口座・一般口座・NISA口座の区分)の変更をいいます。
- **3** 前二項の定めにかかわらず、「変更」について、ネット取引を利用して行う場合は、「インターネット投資信託取引約款」に従うものとします。
- 4 「ターゲット-I」の場合、申込内容(指定銘柄、指定金額、購入申込日、最終購入年月、口座区分)の変更はできません。「変更」をご希望の場合は、当行所定の手続きにより「中止」のお申込をしていただき、改めて「新規申込」の手続きしていただくこととなります。なお、この場合、第5条の制約があります。

(中止)

第7条

本サービスは、次の各号のいずれかに該当した場合、「中止」されるものとします。

- ① お客さまが当行所定の手続きにより中止を申出た場合
- ② お客さまが指定預金口座を解約された場合
- ③ お客さまが指定銘柄の累積投資取引を解約された場合
- ④ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が中止を申出た場合
- ⑥「ターゲット-I」で指定された「最終購入年月」が経過した場合
- 2 前項各号に定める場合のほか、お客さまが、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」(以下、本項において「約款」といいます。)の規定に基づき、「つみたて投資枠」にかかる本サービスの利用に際し、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、あらかじめ当行所定の手続きにより本サービスを「中止」する旨をお申出いただきます。お客さまから当該中止にかかる手続きがない場合は、本サービスによる買付けは継続し、当該指定銘柄は特定口座(特定口座を開設済みのお客さまに限ります。)または一般口座での買付けとなります。

- ① 約款第12条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合
- ② お客さまが約款第8条の3の規定により特定累積投資勘定が廃止される場合

(選定銘柄の除外)

第8条

選定銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外 することができるものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② 関連規定の定めにしたがい選定銘柄から除外されることとなった場合
- ③ その他当行が必要と認める場合

(連絡事項)

第9条

当行は、投資信託受益権について残高照合のための報告を行います。この報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、年1回以上ご通知します。なお、法令の定めるところにより「取引残高報告書」を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めます。

2 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(その他)

第10条

当行は、この規定に基づいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いしません。

- **2** 同一日の同一銘柄に係る複合取引(「中止」と「新規申込」のほか、様々な組合せを含みます。)はお受けできません。
- 3 天災地変その他不可抗力による損害はその責を負いません。
- 4 お客さまが、本サービスにかかる「中止」の手続きや届出事項の変更を怠った場合、その他当行の責めによらない事由により、お客さまに生じた損害および損失(機会損失を含みます。)ならびに得べかりし利益(逸失利益を含みます。)その他お客さまに発生した間接的な損害および損失(税制上の取扱いを含みます。)については、事由の如何にかかわらず、当行は一切その責を負わないことに異議なく了承していただきます。
- 5 この規定は法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる 場合には、民法 548 条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 6 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を当行のホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 7 第5項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。ただし、法令諸規則の改正や制度改正等に基づき緊急を要する場合は、この限りではありません。

(非課税投資枠を上回る投資信託受益権の取扱い)

第1条

本サービスを利用して、少額投資非課税制度 (NISA) にかかる投資信託の買付けを行う場合や収益分配金の再投資を行う場合において、法令で定める各非課税投資枠を上回る投資信託受益権については非課税口座以外の口座 (特定口座または一般口座) に受入れます。

(つみたて投資枠による本サービスの利用)

第2条

お客さまが、当行の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資 に関する約款」の規定に基づく「つみたて投資枠」により本サービスを利用される場合は、 「インターネット投資信託取引サービス(付随する契約を含む。)」に基づく契約をあらか じめまたは同時にしていただくものといたします。

- 2 お客さまが、「つみたて投資枠」により本サービスを利用される場合には、第4条に定める「新規申込」はネット取引を通じてお申込みいただくものとさせていただきます。また、「換金」、第6条に定める「変更」、第7条に定める「中止」については、原則ネット取引での受付といたしますが、やむを得ない事情がある場合は、店頭でも受付けいたします。
- 3 前項前段の定めは、当行が将来、前項に規定する「新規申込」および「変更」を当行の 店頭においても受付けることを公表した場合には、その受付開始日から、適用されないも のとします。
- 4 「つみたて投資枠」による公募株式投資信託のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいておりません。

以上

2024年10月7日 株式会社岩手銀行